

2021年6月25日

各位

会社名 五洋インテックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉川 元宏
(JASDAQ・コード7519)
問合せ先 執行役員
役職・氏名 経営企画室長 岩田 通明
電 話 03-6281-9861

当社株式の上場廃止の決定及び整理銘柄の指定に関するお知らせ

当社株式は、本日、株式会社東京証券取引所より、2021年6月25日をもって当社株式を整理銘柄に指定し、2021年7月26日付で上場廃止となる旨の連絡を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。このような決定を受ける事態となりましたことを、株主の皆様をはじめとする関係各位の方々に深くお詫び申し上げます。

記

1. 上場廃止及び整理銘柄指定について

- (1) 銘柄 五洋インテックス株式会社 株式
(コード：7519 市場区分：JASDAQスタンダード)
- (2) 整理期間 2021年6月25日（金）から2021年7月25日（日）まで
指定期間
- (3) 上場廃止日 2021年7月26日（月）
(注) 速やかに上場廃止すべき事情が発生した場合は、上記整理銘柄指定期間及び上場廃止日を変更することがあります。
- (4) 条文 有価証券上場規程第604条の2第1項第3号
(関連規則は同規定第601条第1項第11号の2c)
(内部管理体制確認書が提出され、内部管理体制等について改善がなされなかったと当取引所が認める場合（内部管理体制等について改善の見込みがなくなったと当取引所が認める場合に限る。）に該当するため)
- (5) 理由 株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の上場廃止の決定及び整理銘柄の指定理由は次の通りとなります。
五洋インテックス株式会社（以下「同社」という。）が2019年12月5日に2020年3月期第2四半期報告書の訂正報告書（以下「訂正四半期報告書」という。）を提出するまでの間、真正な四半期レビュー報告書を添付した四半期報告書が提出されていない状況において、訂正四半期報告書の提出を要する旨の適時開示を何ら行っていない件について、同社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認め、2020年3月12日に同社株式を特設注意市場銘柄に指定しました。

(内部管理体制の改善状況)

今般、当該指定から1年が経過した2021年3月12日に同社から提出された内部管理体制確認書(以下「確認書」という。)の内容等を確認したところ、以下の状況等が明らかとなりました。

- ・同社が、2021年2月19日に開示した改善計画に記載の改善策の実施状況に関して、再発防止プロジェクトの実態や、会計監査人との連携状況などにおいて、虚偽の記載が複数箇所で行われていること
- ・同社は、人材不足が生じる中で、改善計画の開示までに、特設注意市場銘柄への指定後11か月を要し、また、改善計画の開示後においてもなお、この状況が改善せず、更なるスケジュールの遅延等が認められるなど、改善策が適切に実行されていないこと
- ・確認書において、虚偽の記載や記載すべき事項の未記載が複数箇所で行われるとともに、審査過程での日本取引所自主規制法人からの照会に対する回答が長期間行われない状況が複数回発生するなど、同社の対応に不適切かつ不誠実な状況がみられたこと
- ・同社において、2020年6月末の定時株主総会での役員刷新後においてもなお、新たに役員に就任した前代表取締役及び管理担当取締役が主導する形で、複数の取引が、取締役会での決議等、必要な社内手続きを適切に経ることなく、実施されていたこと
- ・取締役会の議論を経て同社が解約したものと同様の契約が、前代表取締役の指示により、子会社で新たに契約されるという取締役会の意思決定を実質的に無効化する行為が行われ、かつ、管理担当取締役だけでなく、管理部門や内部監査部門の複数の管理職もこうした状況を看過していたこと
- ・同社が2021年2月に実施した重要規程の改訂には、取締役会のチェック機能を弱体化する内容(一定額以上の取引について取締役会の承認決議を必須とする条文を削除)が含まれていたにもかかわらず、当該改訂の影響について役職員が適切に認識していないなど、管理部門には、内部管理体制を適切に構築するために必要十分な能力を有する人材が欠如していること
- ・常勤監査役は、他社での顧問としての活動に多くの時間を割いているため、同社の常勤監査役として十分といえるまでの勤務実態が認められず、また、稟議決裁の状況を十分に確認していないなど実質面でも適切な活動を行っていたとは評価できないこと
- ・社外役員についても、改善計画の詳細な内容を適切に把握しておらず、その結果、改善計画上の自らの役割を十分に果たすに至らないなど、その活動が十分とまでは評価できないこと
- ・同社が、2021年4月に臨時株主総会を開催して役員選任を実施するにあたり、改善計画で定めた、取締役会での候補者決定前に実施すべき選定プロセスを遵守しなかったこと

上記のとおり、当該指定から1年を経過した時点においても、同社においては、内部管理体制等の改善の前提となる役員体制、組織体制や規程等が未だ実質的に整備されていない状況が継続しており、確認書提出後においても、同社が示した予定のとおりには改善が進んでいませんでした。また、開示された改善計画の記載が一部虚偽であること、取締役会の意思決定を実質的に無効化する行為が行われていたこと、改善策で定めた選任プロセスを遵守しない役員候補者の選任が改善計画の開示後においてなお行われたことが明らかとなるなど、同社役員には、規程遵守を含めたコンプライアンス意識の改善は進んでおらず、同社の内部管理体制等について改善はなされなかったと認められました。

(改善の見込み)

特設注意市場銘柄への指定後、既に1年3か月以上が経過していること及び以下の状況等を鑑み、改善の見込みについて検討した結果、同社の内部管理体制等について、改善の見込みがなくなったと認められました。

- ・同社は、2021年4月30日に代表取締役の異動を開示しているものの、同年6月7日に、2021年3月期定時株主総会の開催延期を開示しており、内部管理体制の改善のために必要と考えられる社外役員も含めた同社の役員構成全体の抜本的な刷新すら速やかに実行される状況には至っていないこと
- ・同社の管理部門・内部監査部門における人材不足、コンプライアンス意識の欠如を抜本的かつ速やかに改善するための、必要かつ十分な人員増強及び刷新等を伴う具体的かつ実効的な対応が、十分かつ速やかになされるとは認められないこと
- ・同社においては、内部管理体制等に関する問題の所在が十分に理解されておらず、その結果、改善を要する個別・具体的項目について、審査過程で指摘を受けてはじめて改善の必要性を認識するという状況が継続しており、これまでの改善計画の策定・実行遅延、不履行等を十分に補うと評価できる内部管理体制等の改善のために必要十分な改善計画があるとは認められないこと。加えて、特設注意市場銘柄指定を継続したとしても、その改善期限である指定から1年6か月以内に、内部管理体制等を適切に改善するための対応について、十分な運用実績が確保されるとも認められないこと

(結論)

以上のとおり、同社は、内部管理体制等の改善がなされず、かつ、改善の見込みがなくなったと認められることから、同社株式の上場廃止を決定し、整理銘柄に指定することになりました。

2. 今後の見通し

当社株式は、2021年6月25日（金）から2021年7月25日（日）までの期間、整理銘柄に指定され、2021年7月26日（月）に上場廃止となる予定です。株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以 上